

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	一四世紀前半バレンシア= アラゴン王国境界における村落共同体と流通回路：ビリヤエルモーサとプエルトミンガルボ②
Author(s)	足立, 孝
Citation	史学研究, 311 : 19 - 47
Issue Date	2022-03-25
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055719">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055719</a>
Right	
Relation	



## 一四世紀前半バレンシアⅡアラゴン王国境界における村落共同体と流通回路

—ビリヤエルモーサとプエルトミンガルボ②—

足 立 孝

### 三 プエルトミンガルボにおける財貨取引とビリヤエルモーサ住人

わたしたちは以上をふまえて、ビリヤエルモーサとプエルトミンガルボという互いに隣接する二つの村落の相違点と共通点とを次のとおりおおまかに整理しておこう。なお、プエルトミンガルボについては、筆者がこれまでにもものしてきた拙著・拙稿の所見にもとづくものである。まずは、両者のあいだの相違点である。

① 異なる王国。バレンシア王国（ビリヤエルモーサ）とアラゴン王国（プエルトミンガルボ）。

② 異なる領主。アレノス家の俗人貴族領（ビリヤエルモーサ）とサラゴース司教領（プエルトミンガルボ、一三二八年よりサラゴース大司教領）。

だが、両者のあいだにはみすごすことのできない次のような共通点がある。

③ 同一の法。いずれもアラゴンのフェロの卓越。すなわち、少なくとも一三二九～三〇年の「アルフォンソ裁判立法」まではビリヤエルモーサもアラゴンのフェロの圏域に確実に属しており、前述のとおりそれ以降もバレンシアのフェロへの移行はなかなか進まなかったものと思われる。この点は、わたしたちの公証人登記簿の検討から多少なりとも明らかになるであろう。

④ 同一の村落共同体編成。すなわち、同一のフェロに支えられて、いずれも（毎年改選される）フステイシアおよび二名の誓約人の運営するコンセホの事実上の自治を享受している。

⑤ 同一の貨幣種ならびに度量衡。こちらは③④とは逆に、

プエルトミンガルボが、(一一世紀後半以来) 伝統のハカ貨をもつアラゴン王国にありながら、バレンシア王国固有のレアル貨が日常的に流通する圏域に属しているばかりか、あらゆる財の取引に用いられる度量衡もまたバレンシアのそれに準じていることによるものである(なお、以下で用いられる金銭の額面は特記しないかぎりすべてレアル貨であり、同じく財の容量・重量単位もバレンシアの内容にそくしたものである)。

さて、プエルトミンガルボには、豊富な公証人登記簿のほか、一四世紀末から一連の住人財産査定・申告記録 (*libros de manifestación*) が伝来する。そのうち年代が明確に付されているものも早期のものは、一三八九年のコンセホ一番番である(全二三葉、二九〇×二二〇ミリの紙製)。そこには、各住人の財産の内容が事細かに列挙されると同時に、それぞれの財産の直上に具体的な査定額がソリドゥスで表示され、その合計を一〇〇で割った数値が各住人の財産のリブラ額となっている(一リブラ＝一〇〇ソリドゥスの計算)。プエルトミンガルボ住人 (*vezinos*) の登録数は二二三(第一～二〇葉裏)であり、ついでエレデロ (*herederos* (*herramientas*))、すなわち他村落の住人でありながら同地に財産をもつ者の名前と財産査定額が、それぞれリナレスの一(合計三リブラ)ならびにモスケルエラの二七(合計九四・五リブラ、平均五・六リブラ)といった具合に列挙されている(第二〇葉裏～二二葉)。<sup>(87)</sup>ここでひとまず、総合計(*Suma*

*universal*) 八六五四・五リブラが表示される。だが、第二一葉裏～二二葉裏には、ビリヤエルモーサのエレデロ四一が別途列挙されていて、そのリブラ額合計は六〇九・五リブラである(平均一五リブラ)<sup>(88)</sup>。第二三葉では、プエルトミンガルボ住人と、リナレスおよびモスケルエラのエレデロとのリブラ総額八六五四・五リブラがあらためて掲げられ、リブラあたりの税額を四デナリウスとして、しめて二八四ソリドゥス一〇デナリウスが計算上の税額となっている。ビリヤエルモーサのエレデロ納税総額についてはなにも書かれていないが、同じくリブラあたり四デナリウスであれば、さらに二〇三ソリドゥス二デナリウスが加算される計算である。ともかく、いずれもプエルトミンガルボに隣接する以上三村落のうち、アラゴン王国に帰属するリナレス(サラゴース大司教領)およびモスケルエラ(テルエルの属域村落)に比べて、登録数・財産査定合計額ともにバレンシア王国に帰属するビリヤエルモーサ住人の方がはるかに多かったことになる。

ところが、さかのぼること四〇年、一三四七年八月、プエルトミンガルボの誓約人エシメノ・サンボルおよびファン・セグーラは、同地住人とエレデロとが負担する同年のペチャの徴収・納付業務を、公証人ドミンゴ・エフルベおよびハイメ・ビダルと折半している。ここには、エレデロの帰属する村落が明記されておらず、ビリヤエルモーサのエレデロが含まれたかはそもそも定かではない<sup>(89)</sup>。それから一〇年後、プエルトミンガルボの一三五八年の会計記録によれば、同年のペ

チャ徴収・納付業務が次のように行われている。すなわち、フステイシアや誓約人を輩出・歴任した有力住人からなる八人のペチャ徴収人(ペロ・エスピルス・メノール、フアン・プラナス・フェレール、ドミンゴ・ポマ、ベルナット・ポマ、ペロ・サンチエス、公証人フアン・サンス、公証人ドミンゴ・エフルベ、靴工ドミンゴ・ビダル)が同地住人を分担して担当し、エレデロのペチャのみを誓約人の一人フアン・モレータが別途担当するというかたちである。フアン・モレータが徴収したのはモスケルエラおよびリナレスのエレデロのペチャとなっていて、どうやらピリャエルモーサのエレデロは含まれていなかったようである<sup>(89)</sup>。

一三五八年から一三八九年まで、約三〇年におよぶ時間的な空隙に、ピリャエルモーサの住人はプエルトミンガルボ村域にそれまでにない財産をもつにいたったということであろうか。それとも、財産そのものは従来からあったが、プエルトミンガルボのペチャの課税対象にはなっていないかったということであるうか。むろん、もともと課税対象になるほど多くなかったとすれば、これらの想定は互いに対立しない。となれば、ピリャエルモーサ住人はまさしくこの空隙、すなわち一四世紀後半に、リナレスやモスケルエラの住人の後退を尻目に、プエルトミンガルボとの関係を大幅に強化したと考えるべきであろうか。けれども、以上の所見を指標に、村落間の社会的かつ経済的な関係の濃度とその推移を測るのはいささか危険である。それはあくまでも、それら三村落の住人

がそれぞれプエルトミンガルボに(ペチャ負担を甘受しながら)いかほどの財産をもちえたかということである。だから、それをもってはじめて同地と濃密な関係をもったのではなく、むしろ逆に、濃密な関係があったからこそ、それが可能になったと考えなくてはならない。この点で、領主はおろか、帰属する王国さえ異なるピリャエルモーサの住人が、北に隣接するプエルトミンガルボで残る二村落にもまして財産をもちうるようになったのは、いかなる社会的・経済的な関係によるものであったかが問われなくてはならないのである。

手はじめに、冒頭で述べたとおり一四世紀初頭、一三〇五年以来継続的な伝来をみるプエルトミンガルボの公証人登記簿から、同世紀前半をつうじてプエルトミンガルボの公証人の面前で取り結ばれた財の取引に当事者として参加したピリャエルモーサ住人を拾い出してみよう。すると、ほぼ一三一〇年代を画期として、ピリャエルモーサ住人の立場が大きく変化するのがみとれる。もちろん史料的な制約(単純な数量や帰属する村落の記述の有無)を差し引いて考える必要はあるものの、一三一〇年代までは、財の売主(証書の書式にそくして「えば金錢の借主」)として登場するピリャエルモーサ住人は数えるほどしかない。すなわち、ドミンゴ・カンボス(文字どおりの金錢借入<sup>(90)</sup>)、ドミンゴ・カンデーラの寡婦アステルガ(ペロ・トマスおよびギリエム・ドミンゲスとともに毛織物<sup>(91)</sup>)、ベルナット・シレーリヤおよびドミンゴ・モンクルス(小麦<sup>(92)</sup>)、ロベ・ダビーサ(プエルト

ミンガルボ住人フアン・モンタニエスとともに毛織物<sup>(93)</sup>、  
ブラスコ・ルルベス（金銭および小麦の混合弁済一、小麦一、  
金銭借入一）<sup>(94)</sup>がそれである。これらのうち、毛織物の売却は、  
一三一一年～一五年に四〇件、うち一三二二～一三三年に三七件  
の毛織物買付を集中的に行なった不在の買主ムレーリヤ住人  
ベルナット・アンドレウに対して、プエルトミンガルボ住人  
と共同で行われたものである。また、ベルナット・シレーリヤ  
およびドミンゴ・モンクルスは二件で小麦を売却しているが、  
それらは、同時期のプエルトミンガルボ住人の売主と同様に、  
いずれも不在のまま大量の小麦の集中的な買付を図った村外  
の住人、すなわちモスケルエラ住人ドミンゴ・ナバーロ  
（一三二五～一六年に一七件）ならびにカンタビエハ住人フ  
アン・ドミンゴ・デ・モンソン（一三二二～一三三年に五四件、  
一三二五～一六年に一八件）に対してそれぞれ行われている。<sup>(95)</sup>  
他方、ブラスコ・ルルベスは、プエルトミンガルボ住人  
フアン・デ・カンポスから金銭を借り入れている前述のドミ  
ンゴ・カンポス（いずれもカンポス姓を冠することからして  
両人は親族であろうか）に小麦を売却しており、この場合は、  
ビリヤエルモサ住人がプエルトミンガルボの公証人を介し  
て同郷の住人に小麦を売却していることになる。もちろん、  
プエルトミンガルボの住人ならざる居住者かそれこそエレデ  
口であったかもしれない。いずれにせよ、ごくわずかなビリヤ  
エルモサ住人が、プエルトミンガルボ住人が村外住人と行  
う財の取引に、その手を借りながら参画しているといったと

ころであろうか。

人数という点では買主（証書の書式では金銭の貸主）も大  
差なく、一〇人をわずかに超えるばかりであるが、こちらは  
一部の住人が複数の取引を行っているので、一人あたりの取  
引件数が大きくはねあがる。なかでもベルトラン・アセンシ  
オの寡婦メンガ、その子ベルトラン・アセンシオ、さらに孫  
ベルトラン・アセンシオの後見人フアン・アセンシオは、  
一三一二年から一三一六年にかけて、プエルトミンガルボ住  
人からそれぞれ一、六、三件でもっぱら小麦を買い付けてい  
る。<sup>(97)</sup>この場合、一部のビリヤエルモサ住人が、その件数こ  
そ劣れども前述のモスケルエラ住人やカンタビエハ住人と同  
じように、（おそらく相対的に安価な）プエルトミンガルボ  
小麦の集積を図る典型的な村外住人として立ち回っていたと  
いうことになる。その意味では、一三一八年末から一三一九  
年初頭にかけて五件の小麦買付を行ったドミンゴ・メスキ  
ータもこの範疇に含められるかもしれない。<sup>(98)</sup>だが、彼の場合、  
自身と同じくメスキータ姓をもつプエルトミンガルボ住人ペ  
ロ・メスキータからも小麦を購入しており、具体的などころ  
は不明ながらもとも双方のメスキータ家は同根であった可  
能性が高い。実際、のちの一三三〇年代には、大ドミンゴ・  
メスキータとその子である小ドミンゴ・メスキータというプ  
エルトミンガルボ住人がしばしば買主として登場するのであ  
<sup>(99)</sup>り、前者と問題のドミンゴ・メスキータが同一であった確  
証はないものの、同時期の（ビリヤエルモサ公証人登記簿

に現れる)ピリヤエルモーサ住人ベルト・メスキータをも含めて、少なくとも同根とおぼしい家系成員のネットワークが両村落にまたがっていたと想定することは許されよう。<sup>(10)</sup>となると、およそ不在のまま小麦の大量買付を図る村外住人というやや匿名性を帯びた買主の像は、ここにはかならずしもあてはまらないのである。

この点で興味深いのが、アルバロ・エステバンなるピリヤエルモーサ住人である。彼は一三二二年に二件、一三一三年に三件、一三一六年に四件(一件ではアルバロ・エステバンの子アルバロ・エステバン)、一三一九年一件、さらに一三二〇年には三件、一三二二年に四件、一三二五年に一件と、一三二〇年代にいたるまでプエルトミンガルボでコンスタントに小麦を購入している。<sup>(11)</sup>ところが、彼(または同名の子)がピリヤエルモーサ住人であったのは一三一〇年代までで、一三二〇年代には一転、プエルトミンガルボ住人となり、一三二四年五月には(少なくとも子の代で)ギリェム・ノウとともに同地の誓約人に任命されているのである。<sup>(12)</sup>この場合、ピリヤエルモーサ住人が、プエルトミンガルボで継続的に小麦を購入するなかで、みずからが帰属する村落そのものをえてしまい、果ては移住先のコンセホの誓約人を輩出するまでになったことになる。なお、ピリヤエルモーサ公証人登記簿では、同一の人名ながら父親の異なる故マルティン・エステバンの子アルバロ・エステバンが一三三七〜四一年に現れるが、同人とプエルトミンガルボ住人になりお

おせた同名異人とは、さかのほればこれまた同根とみてよさそうである。<sup>(13)</sup>それゆえ、プエルトミンガルボにおける積極的な財、なかでも小麦の買付が、姓名が同一で少なくとも同根とおぼしい家系成員が両村落にまたがって分布することになる最たる要因の一つであったわけである。

だが、前述のように一三二〇年代以降、プエルトミンガルボの公証人の面前で取り結ばれた契約におけるピリヤエルモーサ住人の立ち位置が大きく変わる。すなわち、ピリヤエルモーサ住人は、小麦を筆頭にみずからの生産物を売却する(それゆえしばしばプエルトミンガルボ住人と共同で)売主として登場するばかりとなり、もはや買主としては、わずかに四件で家畜(牛・騾馬・駄馬・羊)の購入ならびに五件で家畜(牛・羊・山羊)の年限つき用益権の購入(家畜用益パートナーシップ契約)を行うほかにほとんどみられなくなるのである。<sup>(14)</sup>これはもちろん、前述のアルバロ・エステバンのようにプエルトミンガルボで小麦の買付を積極的に行なった人びとが同地に居を移すばかりか、同地の住人に転じてしまう傾向があったことにも一因があるように思われる。とはいえ、それがただちに故地とのつながりを断ち切ってしまうわけではない。実際、一三三〇年に牡牛三頭をプエルトミンガルボ住人ナダル・ギリェムに売却した(サンチョ・ロペスの子)ドミンゴ・ロペスは、プエルトミンガルボに居住する(stant en el Puerto)ピリヤエルモーサ住人であるが、その保証人をつとめたのはまさしくアルバロ・エステバンであった。<sup>(15)</sup>と

なれば、文字どおりの移住とは関係なく、以上のような変化がそれ自体なにより由来するものであるかを、多少なりとも検討してみる必要がある。

まず、ピリヤエルモーサ住人が売主の場合、取引に応じた買主がいかなる人びとであるかが問題となる。この時間的枠組みでも、一貫して財の主力をなす小麦の取引を例にとってみてみよう。もはやこの段階では、前述のような村外住人そのものがおおよそみられない。一三二〇～四〇年代で二九件のうち、買主はほぼすべてがプエルトミンガルボ住人、しかも同地のアルカイデ（同地域塞の保有者）の家族成員や、フステイシアまたは誓約人を歴任した同地の有力家族の出身者で占められる。すなわち、アルカイデであった騎士サンチョ・ラミールス・デ・ルナ（おそらく一三三二年死没）の寡婦トダ・エシメーネス・デ・アシン一四件、ベルナット・サンポル三件、その兄弟ギリエム・サンポル二件、以下それぞれ一件で、ベレンゲール・ソルソーナ、前述のアルバロ・エステバン、司祭アントン・ポマ、ベルト・ガスタクおよびファン・エフルベ（共同）といったところである。アルカイデの寡婦がほぼ半数と突出しているのは、その財産規模もさることながら、ほぼ同人の債権＝購買にかかわる証書群からなる公証人登記簿が伝来することによるところが大きい（分類上は「フステイシア法廷記録」六一番）。残る半数は、まさしく同地を代表する有力家族、ソルソーナ家、ポマ家、エフルベ家、わけてもサンポル家の出身者によるものとなっている。

以上のうちもつとも興味深いのは、ギリエム・サンポルが不在のまま一七カイスも小麦を一挙に購入し、聖母被昇天の祝日の納品をとりつけた一三三一年四月二〇日の取引である。売主は以下のピリヤエルモーサ住人、すなわち、ドミンゴ・カンポス（二カイス）、ファン・サンズ（四カイス）、パスクアル・セラノ（九ファナーガリ一・五カイス）、ペロ・セラノ（一カイス）、アントン・マルティン（二・五カイス）、ペロ・マルティン（二カイス）、マルティン・ペレグリーノ（一カイス）、ベルト・モリーノス（三カイス）である（括弧内は各人の配分）。これらピリヤエルモーサ住人のうち、ペロ・セラノは同年三月十五日、同地のコンセホがバロニア領主ゴンサルボ・ディアスの叔父サンチョ・ドウエルタ・デ・アレノスへのオマージュを拒否した際に、フステイシア、誓約人、または代表団の一人として名を連ねている（ファン・デ・カサ、ペロ・セラノ、ドミンゴ・アラウ、エステバン・フスト。集合的に表現されていて各人に役職が付されていないのでいづれかは不明である）。

この問題は一三三八年になってもなお解決をみておらず、三月一日にサンチョ・ドウエルタに金銭の支払いと引き換えに権利の放棄を求めたコンセホ成員のなかに、ファン・サンズが誓約人、ペロ・セラノおよびドミンゴ・カンポスがよき人びとの一員としてそれぞれ現れている。ここに現れる売主の大半は要するに、コンセホ要職を歴任するピリヤエルモーサの有力住人なのである。となると、プエルトミンガル

ポの有力住人にみずからの小麦を売却して換金を図ったピリヤエルモーサ住人には、一般住人はおろか、コンセホを主導する有力住人さえもが含まれていたことになる。

なお、同じく一三三八年三月一日の権利放棄要求に名を連ねるコンセホのコレドール(執行吏)のミゲル・デ・ミラベットもまた、一三二五年に、まさしくプエルトミンガルボの有力住人となるアルバロ・エステバンに小麦を売却している。彼は一三四一年には、妻ベレンゲーラと、同名の子を筆頭に五人の子を遺してすでに死没しているが、当該家族は同年一月三日、みずからの友人(amigos)にして親族(parientes)と呼んで、前述のエフルベ家のドミンゴおよびベルトラと、互いの財産分割にかかわる協定を結んでいる。⑩  
エフルベ家はいえ、一三三九年七月一九日、ファン・エフルベがピリヤエルモーサ住人ドミンゴ・シモンの娘を娶り、六〇〇ソリドゥスの嫁資を受けとっている。このように、親戚・姻戚関係が両村落にまたがって濃密かつ複雑にはりめぐらされているなかでは、いかにピリヤエルモーサの有力住人であろうとも、みずからの財の換金のために、自前の市場だけでなく、隣接するプエルトミンガルボの市場の動向を窺って、選択肢の一つに含めることにはいかなる躊躇もなかったというところかもしれない。

だが、売主にピリヤエルモーサの有力住人が含まれるうえに、買主がプエルトミンガルボの有力住人ばかりとなれば、前者にとって後者は、親戚・姻戚関係が相互にはりめぐらさ

れた数ある隣接村落のうちの選択肢の一つであったとする仮定に若干の疑問を抱かせるには十分である。同一の領主に服属する隣接村落ではなく、あえてプエルトミンガルボに向かうのは、まさしくそれが、その有力住人がいまや主導権を発揮する、ほかにもまして有望な換金市場とみなされたからではないか。それがもつとも顕著に表れるのが、羊毛取引である。プエルトミンガルボにおける羊毛取引の所見は一三二〇年以降、継続的にみられるようになるのは一三三〇年代からであるが、少なくともその初頭には、同地で生産された羊毛を、近隣のモスケルエラ(ドミンゴ・ベルナット)、ムレーリヤ(ドミンゴ・デボンおよびペロ・トラン)、カステリヨ・ダラ・プラーナ(ペロ・フォルネル)の住人がしばしば代理人を立てて不在のまま買い付けるというかたちであった。実際、売主には、同地の有力家族、サンボル家(ドミンゴ・サンポル)、エフルベ家(ドミンゴ・エフルベ、ナバロー・エフルベ)、モレータ家(ファン・モレータ)の成員が含まれる。だが、一三三〇年代半ばからそうした構図は一変する。すなわち、買主をもつばら同地の有力家族、サンボル家(ベルナット・サンボル、ギリエム・サンボル、ファン・サンボル、エシメノ・サンボル)、エフルベ家(公証人ドミンゴ・エフルベ、ドミンゴ・ラサロ・エフルベ)、ポマ家(ドミンゴ・ポマ、司祭アントン・ポマ)の成員が事実上独占するようになり、売主には、同地ばかりか、アラゴン南部のリナレス、カステルビスパル、バルデリナレス、モスケルエラ、バレンシア北



部の（それゆえ、より南方の）スカイナ、コルテス・デ・アレノス、トーレス・トーレス、シヨドス、そしてもちろんピリヤエルモーサの住人が名を連ねるようになるのである。プエルトミンガルボの有力住人はそれゆえ、アラゴン・バレシア間の羊毛商業の一端を掌握すると同時に、みずからが居住するプエルトミンガルボを、一三四〇年代をつうじて南北間わず近隣一帯で生産される羊毛の集散地に変貌させてゆくのである。<sup>⑧</sup>

以上をふまえて、ピリヤエルモーサ住人がみずからの羊毛をプエルトミンガルボ住人の買主に売却する具体的な事例をあらためて検討しなくてはならない（三例）。一三三四年一月二六日、アパリシオ・カンタビエハは、一三〇頭分の羊毛 (lana) と、その一歳仔の剪断分 (aninjo) とを、それぞれ重量アローバあたり二〇ソリドゥスと一九ソリドゥスとで、ガルシア・アスナールに売却している。代価総額は総重量が不明なので当然明記されないが、手付金 (señal de paga) 七〇ソリドゥスが当座で彼に支払われている。剪断は彼の所有するマス（孤住型多角的経営地）で行い、即日プエルトミンガルボに自弁で納品することとなっている。買主のガルシア・アスナールはしばしばドミンゴ・ポマと共同で買付を行ういわば共同事業者である。ついで一三四七年六月二五日、サンチヨ・シバスは、バレンシア市民ファン・サンポルに、羊毛三〇アローバを、アローバあたり二〇ソリドゥス、しめて六〇〇ソリドゥスで売却している。彼には当座で

手付金五〇〇ソリドゥスが支払われており、納品はきたる翌年の聖ヨハネの祝日、ロレンソ・ピコンないしペロ・カステリヤールのマスで剪断・納品するよう規定されている。<sup>⑨</sup> ロレンソ・ピコンは一三三七年のピリヤエルモーサ誓約人であり、当該マスは同村域内に所在したものである。ここで買主となっているファン・サンポルはバレンシア市民となっているが、次の例をみるかぎり、本来はサンポル家の出身者で、同家が集めた羊毛のバレンシア側窓口を担当した人物とおぼしい。最後に同年九月三〇日、ペロ・ドデンおよびファン・ギリエムは、不在のファン・サンポルと契約の場に立ち会ったエシメノ・サンポルに、羊五〇〇頭分の羊毛と、その一歳仔の剪断分とを、それぞれアローバあたり二〇ソリドゥスと一八ソリドゥスとで売却している。手付金は四〇〇ソリドゥスで、納品日はきたる聖ヨハネの祝日、納品は剪断の行われる前述のマスで履行されることになっている。<sup>⑩</sup> 以上の所見に、前述の小麦取引で、アルカイデの寡婦を除けば、プエルトミンガルボの有力住人のなかでもサンポル家の成員がやや突出して小麦の購入におよんでいたことを重ね合わせよう。このあたりからは、一部のピリヤエルモーサ住人が、数ある選択肢のうちの一つではなく、いまやプエルトミンガルボの有力住人によって編成された、アラゴン南部とバレンシア北部とにまたがる地域レヴェルの財の流通回路に深く依存していたことがみてとれるようである。

他方、ピリヤエルモーサ住人が買主の場合はどうか。前述

のように、彼らがプエルトミンガルボから調達しようとしたのは、その大半が家畜となつてゐる。じつは、その売主はもっぱら、プエルトミンガルボの司祭マルティン・カステリヤールである。彼には、その債権<sup>②</sup>購買を内容とする証書群を集成した一三三三〜三四年の公証人登記簿(八番)が伝来することもあつて、同時期に三二件もの小麦を購入しているのが知られる。彼はそれと並行して、同時期には家畜またはその用益権の売却一二件(牝牛の売却三件、残る九件は牝牛、牝山羊、牡・牝羊の年限つき用益パートナーシップ)、史料の制約によりやや時間が飛ぶが、一三四七年には同じく一二件(牝・牡羊、駄馬の売却三件、残る九件は牡羊二件、牝牛七件の用益パートナーシップ)と、とくにみずからの家畜の用益権を五〜六年間の年限つきで売却、その間、用益者とのあいだでチーズや羊毛を折半する用益パートナーシップ契約におおいにいそしんでいる。もちろん、いづれの財でもそのおもな取引相手はプエルトミンガルボ住人であるが、かならずしもそれに限定されるわけではなく、とくにそれがビリヤエルモ—サ住人となると、とたんに家畜、わけても年限つきの用益権の売却を数えるのみとなるのである(一三三四年に羊・山羊および牝山羊の用益権の売却各一件、一三四七年に羊の売却一件、用益権の売却は山羊・牝牛一件、牝牛のみが二件)<sup>③</sup>。たとえば、一三三四年五月一六日、アンドレス・デ・マルティンは司祭マルティン・カステリヤールから、六年間の年限つきで、羊・山羊(ganado lanar e cabrio)二八頭と

その仔一三頭の用益権をリアル貨九五ソリドゥスで購入し、生産される羊毛とチーズの二分の一を取得する契約を結んでいる。このあたりをみるかぎり、前述のように羊毛の集散地になりつつあつたプエルトミンガルボ市場の動向をみすえて、ことにおよんだと考えたところである。だが、一連の用益パートナーシップ契約の対象はかならずしも羊に限定されないのであつて、それどころか、おそらく乳製品の生産をあてこんだ、牝山羊や牝牛の例がむしろ大半を占めているのである。となれば、ビリヤエルモ—サ住人が買主の立場で取引におよんだのは、あくまでもみずからの消費にあてるため、そうでなくとも、自前の市場でもっぱら乳製品、ごくわずかに羊毛の売却をめざしたものにすぎなかつたことになりそうである。

以上から、プエルトミンガルボの公証人の面前で取り結ばれた契約におけるビリヤエルモ—サ住人の立場は、一三二〇年代からおおよそ次のようなものに転じたといつてよいであらう。すなわち、第一に、有力住人すら含むビリヤエルモ—サの住人は、プエルトミンガルボ市場においてもっぱらみずからの生産物の換金を志向し、プエルトミンガルボの有力住人によつて同地が地域レヴェルの羊毛の集散地と化す一三三〇〜四〇年代にはそうした傾向にいつそう拍車がかかつてゐる。第二に、ビリヤエルモ—サ住人は、プエルトミンガルボ市場からわずかに家畜の調達、しかも年限つきの用益権の取得を志向するのみであり、それは乳製品や羊毛を当

該市場に供給するに足るものではなく、あくまでもみずからの消費、ないしは自前の市場への供給にとどまったものと考えられる。したがって、ビリヤエルモータはとくに貨幣の取得という方向で、プエルトミンガルボの有力住人が編成した、同地を核とする地域レヴェルの流通回路に深く依存していたことになるであろう。

#### 四 ビリヤエルモータにおける財貨取引とビ リヤエルモータ住人

さて、わたしたちはいよいよ、プエルトミンガルボの文書庫に例外的に伝来するビリヤエルモータの公証人登記簿を本格的に用いて検討しよう。それは、同文書庫の「公証人文書」(Documentacion notarial) の「フステイシア法廷記録」(Judicario) の六八番と分類されているが、文字どおりのそれではなく、公証人登記簿 (Protocolo) そのものであることは前述のとおりである。それは、二九〇×一四〇ミリの大きさで紙製、全一四〇葉からなる。その中身は、ビリヤエルモータの公証人の手になるものとおぼしく、一三三七〜四二年という限られた時間的枠組みながら、その大半が同地のコンセホならびに住人にかかわる証書群からなっている。

バロニアにおける公証人の任命権は、その領主アレノス家に帰せられる。なかでもビリヤエルモータの公証人は、領主の立場からみてやや卓越した地位を許されたらしい。前述の

ように、バロニア領主ゴンサルボ・エシメーネスは一三一七年八月八日、プエブラ・デ・アレノスの改定フェロを発給しているが、それを作成したのは、ビリヤエルモータ公証人ペロ・マルティネスである。彼は、「貴族にしてアレノス領主ゴンサルボ・エシメーネスの権威により、その全所領にわたって、ビリヤエルモータの公証人」(notario público de Villafamosa, e por autoridad del noble senyor don Gonzalo Ximénez, señor de Arenoso, por toda su tierra y señoría) との肩書を帯びている。同年八月二日に発給されたビリヤエルモータの改定フェロを作成したのも、もちろん同人であった。また、一三一八年四月八日、ゴンサルボ・ディアスの父ペロ・ホルダンがマルケーサ・ロペス・デ・ラーダと結婚し、バロニア全体を継承したおりにも、やはりビリヤエルモータ公証人アルナルド・アレグレが証書を作成している<sup>(註)</sup>。これはそれ自体、アレノスのバロニアというものの、その重心がかならずしもプエブラ・デ・アレノスに限られなかったことを端的にものがたるものである。

実際、バロニアで唯一、市場開設特権を享受したことが知られるのもビリヤエルモータである。前述のように、国王ペドロ三世は一二八五年一〇月一九日、ペロ・ホルダン・デ・ラ・ペーニャとアルダ・フェランデイス、さらに同地の全住人に、月曜日の週市開設特権を賦与している<sup>(註)</sup>。もちろん、王権による市場開設特権の賦与はみずからの権威を誇示し、誠実を確保しようとする、すぐれて政治的かつ封建的な行為で

あつて、それをもつてはじめて同地に市場が開設されたことを意味しない。それがウニオン反乱の渦中で賦与されているとなれば、なおのことである。だが、むしろ重要なのは、バロニア領主がそれと引き換えに、王権の過度の介入を免れつつその保護を享受して、その活性を囿ろうとしたのがプエブラ・デ・アレノスではなく、あくまでもビリヤエルモーサであつたということである。また、バロニアが所在するミリヤルス川流域の(俗人)教会管理人(*rector de las iglesias*)の本拠地はビリヤエルモーサであつた。前述のように、一二九一年にみずからの相続権を案じたゴンサルボ・エシメーネスはビリヤエルモーサを襲撃、城塞・ウイラを占有しているが、その際に、教会管理人ベロ・ロベスを人質にとつて<sup>(18)</sup>いる。わたしたちの公証人登記簿でいえば、一三四一年にその任をつとめたミゲル・サンチェス・デ・ソスは、「ビリヤエルモーサ、アレノス、ミリヤルス川流域の全教会の管理人」(*rector de las iglesias de Villaferrnosa, de Arenoso e del rio de Millares*)「アレノス、ビリヤエルモーサ、ミリヤルス川全体の(教会)管理人」(*rector de Arenoso e de Villaferrnosa e de todo el rio de Millares*)であつた。

それゆえ、当該公証人登記簿には、ビリヤエルモーサの公証人の手になるものといえども、あるいはだからこそ、領主の家政や対外的な紛争はもちろん、バロニアに帰属するビリヤエルモーサ以外の村落(プエブラ・デ・アレノスを筆頭に、アレノス、ビリヤマレーファ、ルデイエンテ、スカイナ、

とくにムデハルのアルハマが所在するシラット、モンタン、トレチーバ、エスパデーリヤ、トーガ、エル・トルモ)にかかわる証書が多少なりとも含まれる。なかでもシラットのアルハマがおそらく毎月領主に納付をしいられた「三分の一」(*tercia*)の納付証明書がその最たる例である。収録されているのは年間一・二点であるが、それはおそらくビリヤエルモーサの公証人が作成したものに限られるからであつて、納付時にそのつど該当月分の「三分の一」と明記されることから、毎月の負担をしいられたものと考えられる。

当該公証人登記簿の時間的枠組みをなす一三三七～四二二年には、財貨取引にかかわる所見が次のとおり検出される。すなわち、多分にもれず小麦が九一件と突出して(もつぱら小麦でライ麦や大麦はほぼなし。小麦の納品と貨幣の弁済との混合五件含む)、家畜が九件、羊毛二件、毛織物一件、さらに弁済手段(あるいはその一部)を特定の財ではなく、あくまでも貨幣に指定する純粋な金銭貸借が五一件である。

とくに金銭貸借では、指定期日までに弁済が果たせない場合、「アラゴンのフェロにそくして」(*segunt fuero d'Aragon*)延滞金ないしは文字どおりの罰金(*pena*)が設定されるのが通例であり、このあたりにも前述のとおりアラゴンのフェロの根強さがみてとれる。<sup>(19)</sup> 事前にしておくことには唯一の例外を除き、プエルトミンガルボ住人は契約当事者としてほぼ現れない。その唯一の事例というのも次のようなものである。すなわち、一三四一年四月一四日、(一三三〇年な

らびに一三四八年に二度にわたって) プエルトミンガルボのフステイシアを歴任したファン・サンズが、アレノスのコンセホがプエルトミンガルボの元アルカイデの寡婦トダ・エシメーネス・デ・アシンに負った負債一〇〇ソリドゥスのうち、パロニア領主ゴンサルボ・デアスから、同寡婦の保証人ファン・サンズが受領することになっていたという一六〇ソリドゥスをたしかに受け取ったとする領収証である。また、一三三八年二月一五日、ビリヤエルモサ住人ファン・アラスカントから小麦一カイースを購入したドミンゴ・ガルシア・デル・プエルトは、その人名に冠せられた地名からもみてとれるように、一三三四年四月二五日にビリヤエルモサ住人ベルト・コリオおよびパスクアル・コリオと共同で前述の寡婦トダ・エシメーネス・デ・アシンに小麦二カイースを売却したおりに、プエルトミンガルボ住人であったが、一三三八年の取引の段階ではすでにビリヤエルモサ住人に転じているのである。それゆえ、前章で検討したようにビリヤエルモサ住人はしばしばプエルトミンガルボの公証人の前で契約を取り結んでいるが、プエルトミンガルボ住人がビリヤエルモサの公証人の面前でそうすることはほとんどなかったという見通しをさしあたり掲げておくことができようである。

ここでは、その総数で他を圧倒する小麦取引を中心に、その当事者を具体的に検討しよう。まずは売主である。ここで売主となったビリヤエルモサ住人の一部は、前章で検討し

たプエルトミンガルボの公証人登記簿においてもやはり売主または借主の立場で登場する。買主として登場する場合、家畜の調達に限定されるというののやはり先に述べたとおりである。たとえば、ペロ・ビゲスカは一三三七年四月二二日に小麦九フアネーガ、一三三八年三月一八日にペロ・ボラスと共同で二カイース、同年五月一日に妻セビーリヤおよび子エステバン・ビゲスカとともに三カイースをいずれも同地住人ドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤに売却、その子エステバン・ビゲスカは一三三八年一月二日にみずからの母セビーリヤに四カイースをそれぞれ売却している。プエルトミンガルボでは、一三三三年二月二八、二九日、ペロおよびエステバン・ビゲスカ親子が、前述の司祭マルティン・カステリヤールから一〇九ソリドゥスの金銭借入、一三三四年五月三日、子エステバン・ビゲスカが同郷の人マルティン・カステリヤールと共同でプエルトミンガルボ住人ベルト・ガスクおよびファン・エフルベに小麦四カイースの売却、同五月二〇日には、うち一カイース分の代金三二ソリドゥスをエステバンが事前を受けとっている(エステバンが一カイースの納品責任を負うことになる)。また、ロレンソ・アスナル、ペロ・セラール、パスクアル・セラールは一三三七年一〇月二六日、共同で小麦三カイースを、不在のリナレス住人フォルトゥン・ナバールに売却している。彼らのうち、ロレンソ・アスナルは一三三八年三月一六日に九名の共同売主の一人として小麦一〇カイース(領主の盾持ちサンチョ・ロペス・デ・リエル

ダ<sup>⑩</sup>、同年四月六日に単独で小麦三カイス(ドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ)<sup>⑩</sup>、同年十一月一日にまたもやペロ・セラノとパスクアル・セラノと共同で小麦三カイス(不在のリナレス住人フォルトウン・ナバーロ)<sup>⑩</sup>、同年二月一九日にエステバン・バリエスとともに小麦二カイス(ドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ)を、それぞれ売却している(括弧内はいずれも買主)。他方、彼はプエルトミンガルポでは、一三三四年七月一日に(サンチョ・アスナールとともに)前述の司祭マルティン・カステリヤールから牝牛一頭、八月二五日にはやはり司祭マルティン・カステリヤールから牝山羊二三頭の用役権をそれぞれ購入する一方、一三四〇年一月一日にはその子ドミンゴ・ロレンソがサンチョ・ロレンソに小麦五カイスの納品と三〇ソリドゥスの弁済を約束している。かたやペロ・セラノとパスクアル・セラノとはいえば、前章で検討したように、いずれも一三三一年四月二〇日に八人共同でプエルトミンガルポ住人ギリエム・サンポルに一七カイスもの小麦を売却したピリヤエルモーサの共同売主であり、とくに前者がコンセホ要職を歴任した有力住人の一人であったことも前述のとおりである。

以上のように両村落で売主となったピリヤエルモーサ住人の事例はこのほかにも、アンドレス・デ・マルティン<sup>⑩</sup>、ペロ・バリエス<sup>⑩</sup>、ベルト・モリーノス<sup>⑩</sup>、ペロ・ボラス<sup>⑩</sup>、ディアゴ・デ・カンポス<sup>⑩</sup>、アパリシオ・ルエダ<sup>⑩</sup>、マルティン・カステリヤール<sup>⑩</sup>、ベルト・コリオ<sup>⑩</sup>、ドミンゴ・ビダル<sup>⑩</sup>……と枚挙にいとま

がない。もちろん、これらのうちルエダ姓やコリオ姓をもつ者は一三八九年のプエルトミンガルポ住人財産査定・申告記録でピリヤエルモーサのエレデロのなかに含まれているから、ピリヤエルモーサだけでなく(みずからの財産をもつ)プエルトミンガルポでも自前の生産物の売却におよぶこと自体、いささかも不思議なことではないかもしれない。けれども、ここで重要なのはむしろ次の点である。すなわち、そうしたピリヤエルモーサ住人は、みずからの村落では飽き足らず、プエルトミンガルポにおいても小麦の換金を志向するほどに、増大する貨幣需要に差し迫られていたのではないかということである。

となれば、ピリヤエルモーサで小麦を買い付けた、すなわち対価となる貨幣を事前に支払った買主はいかなる人びとであったか、それゆえ彼らがいかなる内容の契約を取り結んだかが当然問題になる。買主はほぼピリヤエルモーサ住人で占められていて、少なくともプエルトミンガルポ住人はまったくみられない。前述のようにピリヤエルモーサ住人は一三二〇年代以降、プエルトミンガルポで小麦の買付におよぶ事例がまったくみられないのだから、この点で、その取引がピリヤエルモーサ村内で完結する彼らと、前述のギリエム・サンポルのようにピリヤエルモーサ住人からも小麦を買い付ける(ことによると近隣一帯の小麦の集積を図ろうとする)プエルトミンガルポ住人とは、小麦買付の動機そのものが多少なりとも異なっていたと考えなくてはならない。一

定期間継続的に複数回の取引におよんだのは、ドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤなる同名の父子（それぞれマジョールおよびメノール）がとにかく突出して（六一件）、このほかには、例外的に村外からつねに不在の状態で取引を展開したりナレス住人フォルトゥン・ナバール（一八件）、公証人アルナウ・マグロン（六件）、ラモン・デ・プラーダス（六件）の三者に限定される。彼らの活動では、小麦の買付（代価の事前払い）貨幣の貸付と小麦の納品（現物弁済）と、あくまでも少数派である純粋な貨幣の貸付（貨幣による弁済）とが緊密に結びついていて、なかには小麦の納品と貨幣の弁済とを組み合わせた混合型の納品（弁済方法が設定されている例もある）ので、契約当事者相互の動機という意味では、両者を厳密に区別しないほうがよさそうである。それゆえ、上の括弧内に掲げた各人の取引件数には、小麦の買付に加えて、現物（貨幣混合型）の取引、さらには純粋な貨幣の貸付もあえて組み込んである。

ドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ父子による買主（貸主）としての活発な活動には、おおいに目をみはるものがある。小ドミンゴ・ラモンが一三三七年四月六日に五〇ソリドゥスを貸し付けたのを皮切りに、大ドミンゴ・ラモンが同年四（五）月にかけて一一件にわたり同郷の住人から小麦を買い付けている（合計一四カイス）。ここでは、証書作成日のビリャエルモ・サ価格カイスあたり三四ソリドゥスで事前に代価が支払われ、同年八月の聖母被昇天の祝日の価格で納品（現

物弁済というかたちがとられている<sup>⑩</sup>。ついでおそらく父が同年九月八日に五〇ソリドゥス、同一日に一〇〇ソリドゥスを貸し付けると（いずれも弁済期日は貸主判断）、九月から翌年五月までに、きたる（一三三八年の）聖霊降臨祭のビリャエルモ・サ価格で代価支払い、八月の聖母被昇天の祝日の価格にそくして現物を納品するという内容の小麦取引が二六件にわたって行われている（うち一件では三〇ソリドゥスおよび小麦一カイスの混合型弁済。合計四一・五カイス<sup>⑪</sup>）。その間、父子は一二月六日に互いの資金を持ち寄って八二〇〇ソリドゥスを元手とする共同事業（*companya*）を立ち上げており、それを契機に、父子共同で翌年にかけてますます活発に小麦取引を展開するようになっていたのである<sup>⑫</sup>。

小ドミンゴ・ラモンは三月一五日、まさにそうした活動を展開するただなかにありながら、フステイシアおよび二人の誓約人に次ぐコンセホの主要成員の一人として、領主の叔父サンチヨ・ドウエルタに、同地に対する権利の放棄を迫っている<sup>⑬</sup>。それは要するに、彼が父と共同で展開する小麦の集中的な買付が共同体の利益に反していないどころか、それになうものどみなされたことのおかげである。安定的な食糧供給こそがコンセホ要職歴任者の責務とみなされるなかでは、父子の共同事業が、集積した小麦の村外持ち出しを図るものであったはずはない。となれば、それは、隣人の喫緊の貨幣需要を充足させる一方、その結果として集積した小麦をあくまでも域内市場に供するものであったと考えなくてはならな

い。なお、父子いずれかは不明ながら、ドミンゴ・ラモンは六月二〇日、隣人ロドリゴ・エステバンとともに、(不在の)モスケルエラ住人ペロ・ヒルから三〇〇ソリドゥスを借り入れている<sup>(86)</sup>。ロドリゴ・エステバンと共同で借り入れているうえにその用途は不明であるから、おいそれとその動機を推測することははばかられるが、移動祝祭日である聖霊降臨祭が五月末〜六月初頭であることをふまえると、代価支払いによってひとたび底をついた現金が即座に入用になったのかも示れない。

次なる波は、一三三八年一〇月から開始され、翌年一月まで続く(一一月六日および一六日の貨幣貸与二件を挟み、合計一二件)。このときも二三三九年の聖霊降臨祭価格で代価支払い、聖母被昇天の祝日の価格で小麦の納品という形式が踏襲されている(合計一五カイス二フアネーガ三クアルタル<sup>(87)</sup>)。一三三九年には、やはり例によって一〇月から翌年に向けた買付が開始されるが、一二月初旬で終了し(九件、うち貨幣貸付一件。合計一九・五カイス<sup>(88)</sup>)、以後、彼らによる小麦買付の所見はいっさいみられなくなる。じつは大ドミンゴ・ラモンは、一三四〇年の三月末〜四月に遺言状を作成している<sup>(89)</sup>。小ドミンゴ・ラモンは同年一月三日、前述のようにコンセホがあくまでもみずからの領主と認めるゴンサルボ・デアアスの代理人として、ピリャマレーファのフステイシアおよびよき人びとの面前に赴いている。彼はまた、翌年一二月五日、アレノスのコンセホ代理人サンチョ・アルカラ

に、「アレノスの初穂納入ゆえに同コンセホに負っていた」(vos al dicho concello deviedes por raxon de la primicia de Arenoso) 五〇ソリドゥスを支払っている<sup>(90)</sup>。彼が同地にもつ財産からあがる初穂納入にはいささか高額に思われるので、本来ならば同地のコンセホそのものに帰属する初穂納入の徴収権を一定期間貸与されていたのであろうか。いずれにせよ、彼は父との共同事業が途絶えたのちも、ピリャエルモ—サのコンセホ要職の一席を占める有力家族の一員としての立場を維持したことは疑いない。この間、彼が行った取引といえば、初穂納入の一件の前日に、隣人ミゲル・アンドレスの羊飼イドミンゴ・エシメノから、羊四〇頭分の羊毛と一歳仔の剪断分とを、それぞれ一九ソリドゥスと一七ソリドゥスとで購入したくらいである(手付金は三〇ソリドゥス<sup>(91)</sup>)。あるいはプエルトミンガルボの有力住人のように羊毛取引に乗り出そうとしたのであろうか。とはいえ、その後の彼の取引はいっさい知られないので、残念ながらこれ以上その足跡を追うことはできない。

彼らの次に継続的な小麦の買付を展開したのが、リナレス住人フォルトゥン・ナバーロである。彼はそもそも村外の住人であり、つねに不在のまま契約を結んでいる点で、前述のドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ父子とはその立場が大きく異なる。プエルトミンガルボ公証人登記簿では、一三三一年四月七日に共同でベルナット・サンボルに小麦二カイスを売却した三名の売主のうちピリャエルモ—サ住人フォル



トゥン・ナバーロがいるが、けっしてめずらしくない名前なので、ここでは同一人物ともその係累とも想定するのは差し控えたほうがよさそうである。むろん、いずれかの可能性がまったくないともいえないのであるが。ただ、リナレスもプエルトミンガルボと同じくサラゴージャ大司教領であり、前述のように遅くとも一四世紀中葉のプエルトミンガルボではベチャ負担者のなかにリナレス住人のエレデロが含まれるほどであるから、プエルトミンガルボをそれこそ物理的あるいは人的に經由すれば、ピリヤエルモーサ住人にアクセスすることは、彼にとつて想像以上に容易であつたにちがいない。

その活動は、一三三七年一〇月〜一三三八年三月と一三三八年一〇〜二月との二期に大きく分かれたるが、小麦の買付は例によつて聖霊降臨祭のピリヤエルモーサ価格で代価支払い、聖母被昇天の祝日の価格で納品というかたちをとつているので、それぞれ一三三八年の納品分（七件）と、翌一三三九年の納品分（六件）ということになる。小麦の買付は全体で一三件であるが、うち現物⇨貨幣混合型の弁済が二件含まれる一方、小麦の買付と並行して貨幣の貸付（貨幣の弁済）がそれぞれ第一期に四件、第二期に一件行われているので、全体としては一八件を数えることになる。この間に買い付けた（代価⇨貸付の弁済手段となつた）小麦の総量は、合計二八カイス四・五フアネーガである。貨幣の貸付はそれぞれ五〇または一〇〇ソリドゥスで、弁済期日は貸主判断となつていて、全体で五五〇ソリドゥスにのぼる。これは現

物⇨貨幣混合型の弁済の場合にも同様であり、一三三八年一〇月一四日のベルト・モリーノスとその義母マリア・マルティネスとの契約では小麦〇・五カイスと一〇〇ソリドゥス、同年一月二日のミゲル・デスプラスと妻マリア・ペイドロ、ベルナット・デスプラス、ブラスコ・デイウベスとの契約では小麦一カイスと一〇〇ソリドゥス、いずれの場合にも小麦は聖霊降臨祭に代価支払い、聖母被昇天の祝日に納品、貨幣は貸主の望む期日に弁済することとなつている。

彼の活動は一三三八年二月初頭を最後に途絶えてしまひ、その後を知ることが出来ない。彼がリナレス住人であることをあらためてふまえると、ピリヤエルモーサの小麦価格が変動してあえて同地で小麦を買い付けるメリットが失われたか、あるいは小麦の村外流出は免れなかつたであろうから、コンセホ当局による規制の対象となつて活動を継続する機会が奪われたか、いずれにしても正確なところは不明である。むろん、彼には同地との親戚・姻戚関係もおよそみとめられないから、ドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ父子のようにみずからの活動が共同体の利益にかなうかを考慮に入れる理由がない。だが、小麦の買付と貨幣の貸付とをほとんど同時並行的に行うその活動は、事前の代価支払い⇨貨幣貸付／事後の現物または貨幣の弁済というように、現物か貨幣かという弁済手段の違いのほかに実質的に区別することができない類のものであつたように思われる。売主⇨借主の立場からみればどうか。前述のように、ピリヤエルモーサの売主が、

プエルトミンガルボ市場で売主となったピリヤエルモ—サ住人と相当程度重なっていたことを思い起こそう。彼らからすれば、自前の小麦を、ピリヤエルモ—サ価格で売ることも、プエルトミンガルボ価格で域外のプエルトミンガルボの住人に売ることも、たいして相違はなかったということになる。彼らにとって問題だったのは、たとえ食糧の安定的な供給を是とする共同体の利益に反してでも自前の生産物を換金すること、そうでなければ貨幣そのものを借り入れること、要するにとにもかくにも貨幣を調達することにあつたのではないかということである。

以上の二者に次ぐのが公証人アルナウ・マグロンとラモン・デ・プラダスであるが、その取引件数はいづれもぐつと減つて、もはや比較しようがないほどである。前者は、一三三七年一月—一三三八年一月に、一三三八年の聖霊降臨祭価格で代価支払い・聖母被昇天の祝日の価格で小麦納品という典型的な契約をわずか五件(小麦総重量五・五カイース一ファネーガ)行つたのみである。後者は、もはや以上の三者による取引がみられなくなった一三三四年、一〇—十一月にかけて小麦の購入三件、貨幣の貸付二件を行っているのが知られるばかりである。わたしたちは取引総数もつとも突出した事例から順に検討してきたので、どうしてもこれらの取引件数の少なさに目が止まるはずである。けれども、以上四者を除く買主はそもそも一件、多くて二件の小麦購入を行うばかりが通例である。だから、前述のドミンゴ・ラモン・

デ・セーリヤ父子やリナレス住人フォルトゥン・ナバーロの活動を基準に全体をみとおすのではなく、むしろ彼らの活動が全体からみていかに異例であつたかという点からあらためて解釈したほうがよさそうである。その際、真つ先に思い浮かぶ問いは、そうした取引が、一三三七年—四二年の時間的枠組みのなかで、しばしば一三三七—三八年、長くみても一三三九年の年末までに集中し、それ以降は途端にみられなくなるのはなぜかというものである。

最大の要因の一つとおぼしいのが、もちろん領主賦課租の増大である。前述のように、一三一七年八月二日のピリヤエルモ—サ改定フェロでは、当時の領主ゴンサルボ・エシメーネスが抵当化したピリヤエルモ—サとバロニアとを償還するための負債六〇〇〇ソリドゥスを同地が肩代わりしたことを称えて、以後、毎年聖ミカエルの祝日にペチャ一〇〇〇ソリドゥスと宿泊税二〇〇ソリドゥスを負担するのみと規定している。これらはいずれも、コンセホが「ソリドゥスとリブラで」(*per solidum et libram, por sueldo y por libra*)の原則によりみずから住人の財産を査定し、貨幣に換算された査定額にもとづき負担割り当てを決定した、村落そのものが負担する集団的賦課租である。ところが、一三三九年三月二〇日、領主ゴンサルボ・ディアスは、(その現場に不在の)同地の誓約人ドミンゴ・フステロおよびエステバン・フストから、「きたる九月の聖ミカエルの祝日に、同コンセホおよび共同体が支払うべきペチャの四二〇〇ソリドゥス」(*aquellos*

quatro mil CC sueldos de pecha que nos por el concello e universiad de Vila Fernosa a mi pagar e dar devedes en la primera festa de sant Miguel del mes setiembre) のうち 一一〇〇ソリドゥスを受けとったというのである。<sup>(10)</sup>

一三二七年の改定フェロの領主賦課租規定が、文言のうえでは、ピリヤエルモーサによる奉仕（領主負債の弁済）に対する恩賞という性格を色濃く帯びているにしても、いまや納付すべきペチャ額が単純にほぼ四倍に急増している、コンセホがそれを分割で納付することをよぎなくされているわけである。一村落が領主に納付すべき賦課租としてこれがいかに高額であったかは、一三四七年八月一日のプエルトミンガルボのペチャ徴収見込み総額が六七九四ソリドゥスであったことを想起するとわかりやすい。<sup>(11)</sup> プエルトミンガルボのペチャはいわばコンセホ税であり、それ自体は領主賦課租ではなく、あくまでもコンセホの自立的な財政の基礎をなすコンセホそのものの年間収入の中核である。一三五六年のコンセホ会計記録にしたがえば、コンセホ年間総収入が七三四〇ソリドゥス二デナリウスで、ペチャ徴収見込み額が六〇七五ソリドゥス六デナリウスなので、年間総収入の八〇％以上に達することになる。<sup>(12)</sup> ピリヤエルモーサのプエルトミンガルボに対する人口比も総リブラ額の比も不明なのでおいそれと比較するのははばかられるが、単純にプエルトミンガルボのコンセホ年間総収入の八〇％以上を占める額面の六二・四％が、こちらはコンセホ収入になるのではなく、そのまま領主に収奪され

ることになっていたのである。となれば、ピリヤエルモーサはコンセホの自立的かつ安定的な運営を行うために、これとは別に、あるいはリブラあたりの単位税額を高値に設定してそれを大幅に上回るコンセホ収入を確保しなくてはならなかったはずである。

大幅な増額をみた四二〇〇ソリドゥスというペチャの額面との直接的な因果関係はみとめられないが、ピリヤエルモーサとともに領主ゴンサルボ・ディアスもまた、同時期に相当な貨幣支出を迫られていたことは間違いない。前述のように叔父サンチョ・ドウエルタとの紛争は事実上、一三三八年三月まで解決をみることはなかった。一三三七年三月六日〜四月六日には、同年の誓約人ロレンソ・ピコンが、いずれもピリヤエルモーサ住人、ディアゴ・ペレス・デ・セーリヤ、ドミンゴ・ビダル、ロドリーゴ・カポーネス、ロドリーゴ・デ・ラ・アスッド、ファン・ナバロ、ミゲル・ルイスに、サンチョ・ドウエルタによる権利放棄を獲得するべく、同人作成の「権利保護の証書」(una carta de guarda) 取得の代価となる金銭を委託している。<sup>(13)</sup> もっとも、後述するように、この段階では実際に支払われることはなかったようである。王権は一三三七年一月二日六〜七日、国王役人ギリエム・フステロを城塞ピリヤマレーファに派遣し、サンチョ・ドウエルタの妻シビラ・ピリヤノバに対して、サンチョ・ドウエルタがピリヤエルモーサで捕縛したゴンサルボ・ディアスの家士を解放するようにとの国王命令を下している。<sup>(14)</sup> 捕縛された家士

とは、「権利保護の証書」取得のために金銭を委託されたピリャエルモーサ住人であろうか。

ゴンサルボ・ディアスは一三三八年二月後半から三月一日にかけてようやく、それまで「度重なる紛争」(muytos pleytos)を繰り返したサンチョ・ドゥエルタとの交渉におよび、ゴンサルボ・ディアスがサンチョ・ドゥエルタの娘ウラーカ・ホルダンおよびサウラに相当額の金銭支払いを保証することで、権利放棄に向けて解決が図られている。このときサンチョ・ドゥエルタの代理人をつとめたアルボカセルの公証人ブイ・ペレス・デ・セーリヤに対する五〇ソリドゥスの代理人引受料も、本来ならばサンチョ・ドゥエルタが支払うべきところを、その娘ウラーカ・ホルダンの名のもとに、つまり同人への支払い義務を帯びているということ、ゴンサルボ・ディアスが負担することになっている。とはいえ、肝心の金銭の支払いがなかなか進まなかったため、紛争が完全に解決をみるにはいまだ少し待たなくてはならなかった。

一三四〇年一月二五日、ゴンサルボ・ディアスは、サンチョ・ドゥエルタの娘に支払うべき金銭を融通するべく、件のアルボカセル公証人から二六六ソリドゥス八デナリウスを借り入れており、半分の一三三三ソリドゥス四デナリウスを翌年の諸聖人の祝日、残る半分をその翌年の同じく諸聖人の祝日に弁済することで合意している。同日にはさらに、同じくアルボカセル公証人ブイ・ペレス・デ・セーリヤに、(その人名からみて、本来は係累であったとおぼしい)前述のピ

リャエルモーサ住人ディアゴ・ペレス・デ・セーリヤおよびブイ・ペレス・デ・セーリヤと当時リュセーナ住人に転じていたドミンゴ・ビダルの代理人という立場で、ウラーカ・ホルダンおよびサウラの父サンチョ・ドゥエルタによる権利放棄の補償として四〇〇〇ソリドゥスを支払っているのである。

前述のとおり、サンチョ・ドゥエルタによる権利放棄をめぐる、以上の貨幣支出が、直接的にベチャヤの増額と結びついているかは不明である。あるいはこうも考えられるかもしれない。ゴンサルボ・ディアスが負った負債二六六ソリドゥス八デナリウスというのは、いかにも半端な額面である。彼はこれを二年で弁済するべく二分しているが、二分した一三三三ソリドゥス四デナリウスという額面は三倍するとちょうど四〇〇〇ソリドゥスになる。サンチョ・ドゥエルタとの一応の合意をみたのが一三三八年三月、前述のように増額されたベチャ四二〇〇ソリドゥスは本来ならば一三三九年の聖ミカエルの祝日に納付されるはずが、同年三月の段階でいち早く一一〇〇ソリドゥスのみが受領されている。これが四〇〇〇ソリドゥスを三年分割した最初の一三三三ソリドゥス四デナリウスの主要な部分をなしていたとすれば、残る二六六ソリドゥス八デナリウスを借入に頼り、ひとまず総額四〇〇〇ソリドゥスを支払ったことにして、以後二年にわたって弁済することにしたというものである。もちろん、このあたりは推測の域を出ないものの、この問題をめぐり領主

もビリヤエルモーサも異例の貨幣支出に迫られたこと自体に疑うべきところはないように思われる。

とはいえ、以上のような喫緊の貨幣需要がいかにドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ父子やフォルトゥン・ナバーロの一时的な集中的買付を可能にした、あるいはむしろそれを必要とさせたにしろ、特定の買主がその活動をやめてしまったからといって、それはただ、ビリヤエルモーサ内では特定の買主に小麦が集中しなくなったことを意味するにすぎないのであって、同地住人がみずからの生産物の換金そのものを停止するわけではなかったことに留意しなくてはならない。たしかに一三四〇〜四二年の小麦の取引件数はいささか散発的で、全体でもわずかに七件と激減している。けれども、それは、前章で検討したように、隣接するプエルトミンガルポの住人と同様にビリヤエルモーサ住人もまた、プエルトミンガルポの有力住人が構築した羊毛の流通回路に接続し、換金に供せられる財が小麦から羊毛に、その市場がビリヤエルモーサではなく羊毛の集散地となりつつあったプエルトミンガルポに移したからである。

一三四三年五月七日、国王ペドロ四世はゴンサルボ・ディアスに、ビリヤエルモーサおよびシラットにおける、流通にかかわるあらゆる国王諸権利、すなわち流通税、通行税、度量衡税、入市税、放牧税、食肉税、家畜税 (*leзде pedaggi: penssi mensuratia portaticii passagii erbatici carneragii et cabezagii*) をバルセローナ貨八〇〇〇ソリドゥスで売却し

ている。<sup>(8)</sup> それはあたかも、事実上バロニアの北端(ビリヤエルモーサ)から南端(シラット)までを貫通する、旺盛な人的かつ物的な交通の存在を示すものであるかのようである。

もつとも、その二日後の五月九日にゴンサルボ・ディアスがコルテス・デ・アレノスほかの住人に賦与した通行税の免除特権では、往来可能な交通路に以下の三つが挙げられている。すなわち、(いずれもバレンシア王国からみて南から北に)ベナツサルからイグレスエラ・デル・シッドまで、ビリヤエルモーサからプエルトミンガルポまで、さらに木材と羊毛の運搬に結びつく二次的な交通路としてコルテス・デ・アレノスからビエロス・デ・モラまでというのがそれである。<sup>(9)</sup> 旺盛な人的かつ物的な交通網はバロニア圏内に限定されるどころか、むしろバロニア北端からその北方に展開していて、その最たる交通路の一つがまさしくビリヤエルモーサからプエルトミンガルポへと通じていたわけである。それはむしろ、わたしたちがみてきたように、帰属する王国も領主も違える二つの隣接する村落が長きにわたって維持してきた経済的な関係の所産にほかならないのであって、その原因ではけつしないのである。

## 五 結論

わたしたちの作業は、アラゴン王国とバレンシア王国という二つの王国の政治的境界を越えて、アラゴン南部とバレン

シア北部とを文字どおり地続きの空間とみなすようになった近年の研究動向をふまえて、アルト・ミリヤルス北端の村落ピリヤエルモーサの事実上新出史料といつてよい公証人登記簿の所見と、隣接するゲダルハバランブレのプエルトミンガルボに伝来する比較的豊富な公証人登記簿の所見とを突き合わせることによつて、王国はおろか服属する領主さえ異なる(かたやアレノス家のパロニア、かたやサラゴサ大司教領のそれぞれ)二つの村落のあいだのヒト・モノ・カネ全般にわたる経済的諸関係を、とくに研究の希薄なピリヤエルモーサの側から、従来の想定より早期の一四世紀前半をつうじてみいだそうとするものであった。

ピリヤエルモーサ住人は一四世紀初頭以来、プエルトミンガルボの公証人の面前でたびたび取引におよんでいる。けれども、その立場は一三二〇年代を画期として大きく転換をみている。当初、プエルトミンガルボ市場に参加したピリヤエルモーサ住人には、同地の住人と共同でみずからの生産物を売却する売主も一部にはいたが、むしろその主力をなしたのは同地の財、わけても小麦の積極的な買付を志向した買主であった。ところが、一三二〇年代には、そうした人びとにかぎつてプエルトミンガルボ住人に転じて、同地のコンセホ成員を輩出するまでになり、その係累が両村落にまたがって分布するのを促進する一方、買主のなかにピリヤエルモーサ住人そのものがおよそみられなくなるという帰結をもたらしたのである。

だが、一三二〇年代以降、ピリヤエルモーサ住人のプエルトミンガルボ市場における立ち位置は次のようなものに転じている。すなわち、ピリヤエルモーサ住人は、コンセホ要職を歴任した有力住人さえも含めて、プエルトミンガルボ市場でもつばら売主としてみずからの生産物の換金を志向するばかりとなり、同地の有力住人が一三三〇〜四〇年代にプエルトミンガルボを核とする地域レヴェルの羊毛の流通回路を編成するとそうした傾向にますます拍車がかかっている。他方、ピリヤエルモーサ住人は買主としては、もはやプエルトミンガルボ市場からわずかに家畜の調達、しかも年限つきの用益権の購入を志向するばかりとなり、この方面の生産物はみずからの消費の補完か、せいぜい自前の市場への供給にとどまったものと考えられる。

これに対して、まさしく同時期の一三三七〜四二年のピリヤエルモーサ公証人登記簿では、取引主体はもつばら同地住人で、プエルトミンガルボ住人はおよそみられない。とくに一三三七〜三九年には、やや時間的に限定されているものの、同地住人の生産物、わけても小麦を定期的かつ集中的に買い付けるごく少数の買主が現れる。一方は、同地のコンセホ要職歴任者を輩出したドミンゴ・ラモン・デ・セーリヤ父子であり、他方は、やや件数が劣るものの、村外のリナレス住人フォルトゥン・ナバーロである。前者はまさしく共同体の利益を追求すべき立場にあり、後者は逆にそれに抵触しないかぎりとくに配慮の必要のない立場にあるが、それにも

かかわらず、両者が住人の小麦を買い付ける（すなわち事前に貨幣を貸与する）という同一の活動を展開しているのである。もつとも、売主の立場にある同地住人からすれば、事前の貨幣取得が可能になる点で、彼らの活動に本質的な違いはなかつたにちがいない。同地住人は要するに、緊急に貨幣を調達する必要に迫られていたのである。その最たる要因の一つが、全面的に貨幣納化された領主賦課租の増大にあつたことはまず間違いない。住人が直面した貨幣需要は、バロニア領主ゴンサルボ・ディアスがみずからの叔父サンチョ・ドゥエルタとのあいだで抱えた紛争の渦中で、ピリヤエルモーサが、後者による権利放棄を確たるものにするための金銭支払いの矢面に立たされたことで、ますます緊急性の高いものになつたのである。

だが、ピリヤエルモーサ住人は緊急の貨幣調達を無事に乗り越えたからといって、財の取引そのものをやめてしまうわけではない。少数の買主の集中的な活動が停止したことは、あくまでも小麦が特定の買主に集中しなくなつたことを意味するにすぎない。たしかに一三四〇〜四二年には小麦の取引件数そのものもかなり散発的になるとはいえ、それは同地住人がみずからの生産物を換金すること自体を志向しなくなつたということではない。ここには、プエルトミンガルボ市場と連動した、同地住人の生産と交換のメカニズムそのものの大きな転換があつたと考えなくてはならない。すなわち、換金に供せられる生産物がもっぱら羊毛に、その取引の場がバ

レンシアを筆頭に地中海沿岸への販路に接続する、地域レヴェルの羊毛の集散地プエルトミンガルボに全面的に移行したのである。こうして、ピリヤエルモーサ住人は、かつてのように村外住人としてプエルトミンガルボ市場で生産物を集積する立場から、羊毛を主軸とするみずからの生産物をプエルトミンガルボ市場に供給する立場に転じたことになるのである。

したがって、アレノスのバロニアの北端の村落ピリヤエルモーサはその中核をなす村落の一つでありながら、同一の領主アレノス家に服属する南の諸村落ではなく、むしろバロニアの外、北のプエルトミンガルボとの地理的近接性に立脚した一四世紀前半以来の濃密な人的かつ物的な類縁性・浸透性をベースに、いまや同地を介して地中海沿岸におよぶ羊毛商業のネットワークに接続することになつたのである。そこでは、二つの王国の政治的境界も、互いに異なる領主領の境界も、およそいかなる障壁をもなしていないし、そればかりか、プエルトミンガルボを核に編成された北から南へと向かう羊毛の流通回路に、むしろ南から北へとというヴェクトルをもつて組み込まれているのである。以上の所見はそれゆえ、アラゴン南部とバレンシア北部とを事実上一体とみなす近年の研究動向にあつても、征服Ⅱ入植運動であれ、アラゴンⅡバレンシア商業であれ、やはり地中海沿岸をめざして北から南へとという方向性が依然として重視されるなかで、それとは逆のヴェクトルが同時にありえたこと、その意味で、あ

らゆる政治的境界を乗り越えた、まじりつたべき双方向的な回路が地域レベルで編成されたことを示すものなのである。

註(85) AMP, Concejo, doc. 10, f. 22v: Suma las libras de los

vezinos de Vilafranca (*sic*) segunt en tres sumas de plana se demuestra seycient nueu libras e media — DC VIIIH libras mealla.

(88) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 13, f. 28v-29 (1347, VIII, 1): Eximeno Sampol e Johan Segura jurados en voz e en nombre del concello del Puerto damos acoblar la

pecha de la villa del Puerto e de los herederos que son en la villa del Puerto e de sus terminos a vos Domingo Xulhe notario e Jayme Vidal a entranças ensamble que son XX mil e CLXXIII libras amedias de tres covebas otros que montan tres mil CCC XC VII sueldos reales las cuales ayades coblado daquia al dia de sant Martin primero vniuent.

(88) AMP, Concejo, doc. 4, f. 8v: Item recebi de Johan Moreta jurado della pecha quel quoge de los herederos de Mosqueruela e de Linares — C sueldos.

(90) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 2, f. 10v (1312, VI, 19), 10v (1312, VI, 19).

(16) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 2, f. 22 (1312, XII, 3).

(92) AMP, Documentación notarial, Judicialario, doc. 34, f. 7 (1315, IV, 18), 12 (1315, V, 5).

(93) AMP, Documentación notarial, Judicialario, doc. 35, f. 11v (1312, VI, 26).

(96) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 3, f. 22v (1318, XI, 8), 23v (1318, XI, 8), 24 (1318, XI, 8).

(96) 拙著『辺境の生成』三二四—三二八頁。

(96) 同上書、二九九—三二四頁。

(97) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 1, f. 1v (1312, III, 17), 1v (1312, III, 17), 1v (1312, III, 17), 2 (1312, III, 17), 2 (1312, III, 17), 2 (1312, III, 17), 2 (1312, III, 18), 2v (1312, III, 20), 2v (1312, III, 20), doc. 2, f. 22v (1312, XII, 8), 23 (1312, XII, 8), 23 (1312, XII, 8), 23 (1312, XII, 10), 23v (1312, XII, 11), 28v (1313, I, 3), Judicialario, doc. 34, f. 1 (1315, III, 26), 48 (1316, I, 19), 49 (1316, I, 26), 56 (1316, III, 14).

(98) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 3, f. 28v (1318, XI, 24), 29 (1318, XI, 24), 29 (1318, XI, 26), 39v (1319, I, 8), 39v (1319, I, 11).

(96) AMP, Documentación notarial, Judicialario, doc. 61, f. 13v (1334, V, 6), 18v (1334, V, 23), doc. 63, f. 9 (1334, XII, 8), 9v (1334, XII, 8-13), 17 (1334, XII, 27-30), 18 (1335, I, 2), 27 (1335, I, 22), 28 (1335, I, 23).

(100) AMP, Documentación notarial, Judicialario, doc. 68, f. 29 (1337, XII, 7), 32v (1337, XII, 19), 49v (1338, IV, 7), 64 (1338, X, 24), 70v, 71v, 72v, 73v, 74v, 75v, 76v, 77v, 78v, 79v, 80v, 81v, 82v, 83v, 84v, 85v, 86v, 87v, 88v, 89v, 90v, 91v, 92v, 93v, 94v, 95v, 96v, 97v, 98v, 99v, 100v, 101v, 102v, 103v, 104v, 105v, 106v, 107v, 108v, 109v, 110v, 111v, 112v, 113v, 114v, 115v, 116v, 117v, 118v, 119v, 120v, 121v, 122v, 123v, 124v, 125v, 126v, 127v, 128v, 129v, 130v, 131v, 132v, 133v, 134v, 135v, 136v, 137v, 138v, 139v, 140v, 141v, 142v, 143v, 144v, 145v, 146v, 147v, 148v, 149v, 150v, 151v, 152v, 153v, 154v, 155v, 156v, 157v, 158v, 159v, 160v, 161v, 162v, 163v, 164v, 165v, 166v, 167v, 168v, 169v, 170v, 171v, 172v, 173v, 174v, 175v, 176v, 177v, 178v, 179v, 180v, 181v, 182v, 183v, 184v, 185v, 186v, 187v, 188v, 189v, 190v, 191v, 192v, 193v, 194v, 195v, 196v, 197v, 198v, 199v, 200v, 201v, 202v, 203v, 204v, 205v, 206v, 207v, 208v, 209v, 210v, 211v, 212v, 213v, 214v, 215v, 216v, 217v, 218v, 219v, 220v, 221v, 222v, 223v, 224v, 225v, 226v, 227v, 228v, 229v, 230v, 231v, 232v, 233v, 234v, 235v, 236v, 237v, 238v, 239v, 240v, 241v, 242v, 243v, 244v, 245v, 246v, 247v, 248v, 249v, 250v, 251v, 252v, 253v, 254v, 255v, 256v, 257v, 258v, 259v, 260v, 261v, 262v, 263v, 264v, 265v, 266v, 267v, 268v, 269v, 270v, 271v, 272v, 273v, 274v, 275v, 276v, 277v, 278v, 279v, 280v, 281v, 282v, 283v, 284v, 285v, 286v, 287v, 288v, 289v, 290v, 291v, 292v, 293v, 294v, 295v, 296v, 297v, 298v, 299v, 300v, 301v, 302v, 303v, 304v, 305v, 306v, 307v, 308v, 309v, 310v, 311v, 312v, 313v, 314v, 315v, 316v, 317v, 318v, 319v, 320v, 321v, 322v, 323v, 324v, 325v, 326v, 327v, 328v, 329v, 330v, 331v, 332v, 333v, 334v, 335v, 336v, 337v, 338v, 339v, 340v, 341v, 342v, 343v, 344v, 345v, 346v, 347v, 348v, 349v, 350v, 351v, 352v, 353v, 354v, 355v, 356v, 357v, 358v, 359v, 360v, 361v, 362v, 363v, 364v, 365v, 366v, 367v, 368v, 369v, 370v, 371v, 372v, 373v, 374v, 375v, 376v, 377v, 378v, 379v, 380v, 381v, 382v, 383v, 384v, 385v, 386v, 387v, 388v, 389v, 390v, 391v, 392v, 393v, 394v, 395v, 396v, 397v, 398v, 399v, 400v, 401v, 402v, 403v, 404v, 405v, 406v, 407v, 408v, 409v, 410v, 411v, 412v, 413v, 414v, 415v, 416v, 417v, 418v, 419v, 420v, 421v, 422v, 423v, 424v, 425v, 426v, 427v, 428v, 429v, 430v, 431v, 432v, 433v, 434v, 435v, 436v, 437v, 438v, 439v, 440v, 441v, 442v, 443v, 444v, 445v, 446v, 447v, 448v, 449v, 450v, 451v, 452v, 453v, 454v, 455v, 456v, 457v, 458v, 459v, 460v, 461v, 462v, 463v, 464v, 465v, 466v, 467v, 468v, 469v, 470v, 471v, 472v, 473v, 474v, 475v, 476v, 477v, 478v, 479v, 480v, 481v, 482v, 483v, 484v, 485v, 486v, 487v, 488v, 489v, 490v, 491v, 492v, 493v, 494v, 495v, 496v, 497v, 498v, 499v, 500v, 501v, 502v, 503v, 504v, 505v, 506v, 507v, 508v, 509v, 510v, 511v, 512v, 513v, 514v, 515v, 516v, 517v, 518v, 519v, 520v, 521v, 522v, 523v, 524v, 525v, 526v, 527v, 528v, 529v, 530v, 531v, 532v, 533v, 534v, 535v, 536v, 537v, 538v, 539v, 540v, 541v, 542v, 543v, 544v, 545v, 546v, 547v, 548v, 549v, 550v, 551v, 552v, 553v, 554v, 555v, 556v, 557v, 558v, 559v, 560v, 561v, 562v, 563v, 564v, 565v, 566v, 567v, 568v, 569v, 570v, 571v, 572v, 573v, 574v, 575v, 576v, 577v, 578v, 579v, 580v, 581v, 582v, 583v, 584v, 585v, 586v, 587v, 588v, 589v, 590v, 591v, 592v, 593v, 594v, 595v, 596v, 597v, 598v, 599v, 600v, 601v, 602v, 603v, 604v, 605v, 606v, 607v, 608v, 609v, 610v, 611v, 612v, 613v, 614v, 615v, 616v, 617v, 618v, 619v, 620v, 621v, 622v, 623v, 624v, 625v, 626v, 627v, 628v, 629v, 630v, 631v, 632v, 633v, 634v, 635v, 636v, 637v, 638v, 639v, 640v, 641v, 642v, 643v, 644v, 645v, 646v, 647v, 648v, 649v, 650v, 651v, 652v, 653v, 654v, 655v, 656v, 657v, 658v, 659v, 660v, 661v, 662v, 663v, 664v, 665v, 666v, 667v, 668v, 669v, 670v, 671v, 672v, 673v, 674v, 675v, 676v, 677v, 678v, 679v, 680v, 681v, 682v, 683v, 684v, 685v, 686v, 687v, 688v, 689v, 690v, 691v, 692v, 693v, 694v, 695v, 696v, 697v, 698v, 699v, 700v, 701v, 702v, 703v, 704v, 705v, 706v, 707v, 708v, 709v, 710v, 711v, 712v, 713v, 714v, 715v, 716v, 717v, 718v, 719v, 720v, 721v, 722v, 723v, 724v, 725v, 726v, 727v, 728v, 729v, 730v, 731v, 732v, 733v, 734v, 735v, 736v, 737v, 738v, 739v, 740v, 741v, 742v, 743v, 744v, 745v, 746v, 747v, 748v, 749v, 750v, 751v, 752v, 753v, 754v, 755v, 756v, 757v, 758v, 759v, 760v, 761v, 762v, 763v, 764v, 765v, 766v, 767v, 768v, 769v, 770v, 771v, 772v, 773v, 774v, 775v, 776v, 777v, 778v, 779v, 780v, 781v, 782v, 783v, 784v, 785v, 786v, 787v, 788v, 789v, 790v, 791v, 792v, 793v, 794v, 795v, 796v, 797v, 798v, 799v, 800v, 801v, 802v, 803v, 804v, 805v, 806v, 807v, 808v, 809v, 810v, 811v, 812v, 813v, 814v, 815v, 816v, 817v, 818v, 819v, 820v, 821v, 822v, 823v, 824v, 825v, 826v, 827v, 828v, 829v, 830v, 831v, 832v, 833v, 834v, 835v, 836v, 837v, 838v, 839v, 840v, 841v, 842v, 843v, 844v, 845v, 846v, 847v, 848v, 849v, 850v, 851v, 852v, 853v, 854v, 855v, 856v, 857v, 858v, 859v, 860v, 861v, 862v, 863v, 864v, 865v, 866v, 867v, 868v, 869v, 870v, 871v, 872v, 873v, 874v, 875v, 876v, 877v, 878v, 879v, 880v, 881v, 882v, 883v, 884v, 885v, 886v, 887v, 888v, 889v, 890v, 891v, 892v, 893v, 894v, 895v, 896v, 897v, 898v, 899v, 900v, 901v, 902v, 903v, 904v, 905v, 906v, 907v, 908v, 909v, 910v, 911v, 912v, 913v, 914v, 915v, 916v, 917v, 918v, 919v, 920v, 921v, 922v, 923v, 924v, 925v, 926v, 927v, 928v, 929v, 930v, 931v, 932v, 933v, 934v, 935v, 936v, 937v, 938v, 939v, 940v, 941v, 942v, 943v, 944v, 945v, 946v, 947v, 948v, 949v, 950v, 951v, 952v, 953v, 954v, 955v, 956v, 957v, 958v, 959v, 960v, 961v, 962v, 963v, 964v, 965v, 966v, 967v, 968v, 969v, 970v, 971v, 972v, 973v, 974v, 975v, 976v, 977v, 978v, 979v, 980v, 981v, 982v, 983v, 984v, 985v, 986v, 987v, 988v, 989v, 990v, 991v, 992v, 993v, 994v, 995v, 996v, 997v, 998v, 999v, 1000v.

(101) Alvaro Estevan vecino de Vila Fermosa: AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 2, f. 18 (1312, XI, 17).



- 19 (1312. XI. 19): Judicario, doc. 39, f. 16 (1313. I. 17), 16 (1313. I. 18), 16 (1313. I. 18), doc. 36, f. 12v (1316. XII. 5), 12v-13 (1316. XII. 5), 13 (1316. XII. 5), 13v (1316. XII. 6: Alvaro Estevan fillo de Alvaro Estevan): Protocolo, doc. 5, f. 17v (1319. XII. 15): Alvaro Estevan vecino en el Puerto: Judicario, doc. 43, f. 5v-6 (1320. III. 14), 9v (1320. IV. 2), 10-10v (1320. IV. 3), doc. 48, f. 3-3v (1322. IV. 18), 3v-4 (1322. IV. 18), 4 (1322. IV. 18), 9v (1322. V. 2), doc. 49, f. 7 (1325. V. 2)
- (92) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 61, f. 15v (1334. V. 11-13). ただし、それと先立って同年四月には、ノスマンシアはロシメノ・サンホルと同じながら、誓約人はフアン・セテララビベルト・ガスタととなっている。AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 12 (1334. IV. 7). これは、ロシメノ財政の会計年度が四月末日までとなっている。同年の誓約人に交代することになったからである。一四世紀中葉の会計業務の詳細については、拙稿「一四世紀中葉アラコン南部における村落共同体・領主・国家―ブエルテンガルホ会計記録の生成論的分析①・②―」『史学研究』第三〇七号、二〇二一年、五〇―七三頁、第三〇八号、二〇二一年、二六一―五五頁。
- (93) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 68, f. 33v (1337. XII. 27), 58v (1338. VII. 7), 112 (1341. X. 24).
- (94) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 43, f. 9-9v (1320. IV. 19), doc. 48, f. 6v (1322. IV. 24): Protocolo, doc. 13, f. 25v (1343. XII. 18), doc. 15, f. 38-38v (1347. IX. 3).
- (95) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334. V. 16), 7 (1334. VIII. 25), doc. 15, f. 25v-26 (1347. VII. 25), 26 (1347. VII. 26), 44v-45 (1347. IX. 20).
- (96) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 7, f. 22v (1330. VIII. 20).
- (97) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 61, f. 1v (1334. IV), 2v (1334. IV. 20), 3v (1334. IV. 20), 4 (1334. IV. 20), 4 (1334. IV. 20), 5 (1334. IV. 22), 5v (1334. IV. 25), 6v (1334. IV. 25), 10v (1334. V. 3), 11v (1334. V. 6), 11v (1334. V. 6), 14v (1334. V. 9), 17v (1334. V. 17), 18 (1334. V. 17).
- (98) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 56, f. 3 (1331. III. 27), 4v (1331. IV. 2), 4v (1331. IV. 7).
- (99) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 56, f. 10v (1331. IV. 20), f. 11 (1331. IV. 20).
- (100) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 48, f. 1v (1322. IV. 13).
- (101) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 49, f. 7 (1325. V. 2).
- (102) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 13, f. 7 (1343. XI. 12).
- (103) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 61, f. 10 (1334. V. 3).
- (104) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 56, f. 10v-11 (1331. IV. 20).
- (105) AVJI, doc. no. 367 (1331. III. 15): *sindici et jurati de Vilafermosa: justicia e sindichs e procuradors de la universitat de Vilafermosa*.
- (106) AMP, Documentación notarial, Judicario, doc. 68, f. 40 (1338. III. 15), 44v. 一三三三、三四年一二月六―十七日付、国王役人キリヤス・フスマナロが城塞コリヤマンローに赴き、サン

- チヨ・ドゥエルタの妻シビラ・ビリャノーバに対して、サン  
チヨ・ドゥエルタがビリャエルモーサで捕縛したコンサルホ・  
ティアスの家士を解放せよとの国王命令を下している。  
AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 28v  
(1337, XII, 6-7). コンサルホ・ティアスは一三三八年二月後半  
から三月一日にかけて、サンチヨ・ドゥエルタとの交渉に  
およんでいるが、両者のあいだにはされまじ「度重なる紛争」  
(*muertos pleytos*)があったとされている。そのでは、コンサル  
ホ・ティアスがサンチヨ・ドゥエルタの娘ウラーカ・ホルタ  
ンおよびサウラに相当額の金銭支払いを保証することを解決  
が図られたこと。AMP, Documentación notarial, *Judiciario*,  
doc. 68, f. 36v (1338, II, 16 - III, 14)
- (11) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 49, f. 7 (1325,  
V, 2).
- (18) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 112v  
(1341, XI, 3).
- (19) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 78  
(1339, VII, 19).
- (20) 拙著『辺境の生成』三二八―三四一頁。
- (21) AMP, Documentación notarial, *Protocolo*, doc. 13, f. 19v  
(1343, XII, 6).
- (22) AMP, Documentación notarial, *Protocolo*, doc. 15, f. 14v  
(1347, VI, 25).
- (23) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 8v  
(1337, III, 6 - IV, 6), 15 (1337, V, 15).
- (24) AMP, Documentación notarial, *Protocolo*, doc. 15, f. 46  
(1347, IX, 30).
- (25) AMP, Documentación notarial, *Protocolo*, doc. 8, f. 7 (1334,  
V, 16), 7 (1334, VIII, 25), doc. 15, f. 25v-26 (1347, VII, 25), 26  
(1347, VII, 26), 38-38v (1347, IX, 3), 44v-45 (1347, IX, 20).
- (26) AMP, Documentación notarial, *Protocolo*, doc. 8, f. 7 (1334,  
V, 16).
- (27) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68 (1337-  
1342).
- (28) ただ、当該公証人登記簿で同地の公証人として言及される  
のはもっぱら取引主体として登場するアルナウ・ブタロンの  
みである。AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68,  
f. 50v (1338, IV, 25), 119v (1341, XI, 18).
- (29) AVJI, doc. no. 385 (1317, VIII, 8).
- (30) AVJI, doc. no. 384 (1317, VIII, 21).
- (31) AVJI, doc. no. 383 (1318, IV, 8), なお、カンティア大公アル  
フォンスの親王領の一部をなした一四世紀後半の証書でも  
公証人は「アレンノスのバロニア全体の公証人」(*notario  
publico por toda la baronía de Arenoso*) とか「リバチルサ  
およびデニア伯(アルフォンス)によりアレンノスの全バロニ  
アを「バロニア」スカイナの公証人」(*notario publico de  
Cucayna e per tota la baronía de Arenoso por actoria del  
senyor compe de Ribagorça e de Denia*) などの肩書が用  
いられており、その任命権者は領主・業務の範囲は(居住地  
が「バロニア」)バロニア全体におよんだものである。  
Domingo Catalan notario publico por toda la baronía de  
Arenoso. ARV, *Maestre Racional*, *Ápocas en pergamino*, no.  
47, 48, 51 (1362); Domingo Cap de Bou notario publico de  
Cucayna...: ARV, *Maestre Racional*, *Ápocas en pergamino*,  
no. 106 (1364, V, 30).
- (21) ACA, *Real Cancellaría*, registro 57, f. 231v (1285, X, 19).

- (13) ACA, Real Cancelleria, registro 85, f. 119 (1291, III, 20).
- (14) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 95v (1341, II, 4), 123v (1341, XII, 6).
- (15) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 21v-22 (1337, IX, 4), 55v (1338, V-VI), 62 (1338, X, 11), 73v (1339, IV, 7), 74-74v (1339, IV, 20), 86 (1340, IV, 22), 96v-97 (1341, II, 26), 120v (1341, XI, 22), 54v 「三分の一」 55v 「シムンツ王国」 56v 「広く知られる教会十分の一税の領主取得分三分の一 (tercedime) に由来するものと目されるが、このことは全面的に貨幣納化されたこと」。
- (16) *カニヤル* AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 15 (1337, V, 15), 73 (1339, IV, 2).
- (17) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 104v (1341, IV, 14).
- (18) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 36 (1338, II, 15); AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 61, f. 5v (1334, IV, 25).
- (19) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 8 (1337, IV, 22), 48 (1338, III, 18), 54 (1338, V, 1), 66v (1338, XI, 2).
- (20) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 6 (1333, II, 28-29).
- (21) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 61, f. 10 (1334, V, 3), 18v (1334, V, 20), 54v 「ゴリヤヘルモサ」 における小麦価格は「一三三七年四月〜五月にカイスあたり三四ソリドゥスという所見が得られるのみである。これと同時に「プエルトミンガルボ」における小麦価格は不明であるが、「カタルーニャ」では食糧危機にみまわられて「最初の悪〜年」へとして知られる。一三三三年のカイスあたり四〇ソリドゥス

- を「ソート」して「一三三四年」に「ソリドゥス」を「三〇〜三三ソリドゥス」に「キヤル」して「一三四七年」に「三三ソリドゥス」に「ソリドゥス」を「ビリヤヘルモサ」と同様「三〇ソリドゥス」に「代前半」で「推移」して「た」の「キヤル」に「キヤル」して「キヤル」。
- (22) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 26v (1337, X, 26).
- (23) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 41 (1338, III, 16).
- (24) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 49 (1338, IV, 6).
- (25) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 64v (1338, XI, 1).
- (26) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 70v (1338, XII, 19).
- (27) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 9 (1334, VII, 10).
- (28) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334, VIII, 25).
- (29) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 10, f. 12-12v (1340, XI, 11).
- (30) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 56, f. 10-10v (1331, IV, 20).
- (31) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 10 (1337, IV, 22), 71v (1339, I, 25); Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334, V, 16).
- (32) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 11 (1337, V, 2), doc. 61, f. 10v (1334, V, 3).
- (33) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 30

- (1337, XII, 15), 32 (1337, XII, 16), 35v (1338, I, 26), 63 (1338, X, 14), 63v (1338, X, 20), 83v (1339, XII, 2), doc. 56, f. 10v (1331, IV, 20), 11 (1331, IV, 20); Protocolo, doc. 13, f. 7 (1343, XI, 12).
- (135) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 33 (1337, XII, 22), 48 (1338, III, 29), 55v (1338, V, 1-4), doc. 61, f. 11v (1334, V, 6); Protocolo, doc. 15, f. 26 (1347, VII, 26).
- (136) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 36v (1338, II, 16), doc. 61, f. 16v (1334, V, 13).
- (137) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 48v (1338, IV, 6), 112 (1341, X, 24), 134 (1342, XI, 15), doc. 61, f. 2v (1334, IV, 20).
- (138) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 49 (1338, IV, 7), 62 (1338, X, 12), doc. 61, f. 10 (1334, V, 3).
- (139) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 26 (1337, X, 24); Protocolo, doc. 7, f. 4v (1330, V, 29); *Judiciario*, doc. 61, f. 5v (1334, IV, 25).
- (140) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 112 (1341, X, 22); Protocolo, doc. 7, f. 7v (1330, VI, 3), doc. 8, f. 3v (1333, XI, 21-28); *Judiciario*, doc. 56, f. 11v (1331, IV, 21).
- (141) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 9 (1337, IV, 6), 9 (1337, IV, 7), 9v (1337, IV, 18), 9v (1337, IV, 22), 10 (1337, IV, 22), 10 (1337, IV, 22), 10v (1337, IV, 22), 10v (1337, IV, 25), 11 (1337, IV, 29), 11 (1337, V, 2), 12 (1337, V, 8), 14v (1337, V, 13).
- (142) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 22 (1337, IX, 8), 24v-25 (1337, IX, 11), 25v (1337, IX, 11), 29 (1337, XII, 7), 29v (1337, XII, 8), 31v (1337, XII, 16), 32 (1337, XII, 16), 32-32v (1337, XII, 16), 32v-33 (1337, XII, 19), 33 (1337, XII, 21), 33-33v (1337, XII, 22), 35 (1338, I, 18), 35v (1338, I, 26), 36 (1338, II, 1), 36v (1338, II, 16), 46 (1338, III, 22), 48 (1338, III, 29), 48 (1338, IV, 1), 48v (1338, IV, 5), 48v-49 (1338, IV, 6), 49 (1338, IV, 6), 49 (1338, IV, 7), 49v (1338, IV, 7), 50v (1338, IV, 23), 53v (1338, V, 1), 54 (1338, V, 1), 54v (1338, V, 1), 55v (1338, V).
- (143) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 28 (1337, XII, 6).
- (144) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 40 (1338, III, 15).
- (145) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 57 (1338, VI, 20).
- (146) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 62 (1338, X, 12), 63v (1338, X, 20), 64 (1338, X, 24), 64v (1338, X, 24), 67 (1338, XI, 6), 69 (1338, XI, 16), 69v (1338, XII, 2), 70 (1338, XII, 18), 70v (1338, XII, 19), 71 (1339, I, 5), 71 (1338, I, 10), 71v (1339, I, 25).
- (147) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 81v (1339, X, 23), 82 (1339, XI, 16), 82 (1339, XI, 25), 82v (1339, XI, 29), 82v (1339, XI, 30), 83 (1339, XI, 30), 83 (1339, XI, 30), 83v (1339, XII, 2), 83v-84 (1339, XII, 2).
- (148) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 85 (1340, III, 26 - IV).
- (149) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 89 (1340, XI, 3).
- (150) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 123 (1341, XII, 5).
- (151) AMP, Documentación notarial, *Judiciario*, doc. 68, f. 122 (1341, XII, 4).

- (15) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 56, f. 4v (1331, IV, 7).
- (16) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 26 (1337, X, 24), 26v (1337, X, 26), 26v (1337, XI, 3), 27 (1337, XI, 3), 29 (1337, XII, 7), 29 (1337, XII, 8), 30 (1337, XII, 15), 32v (1337, XII, 18), 34v (1338, I, 18), 35 (1338, I, 18), 48 (1338, III, 29), 62 (1338, X, 12), 63 (1338, X, 14), 63 (1338, X, 12), 63v (1338, X, 18), 64v (1338, XI, 1), 64v (1338, XI, 1), 66 (1338, XI, 2).
- (17) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 27v (1337, XI, 16), 29v (1337, XII, 10), 31v (1337, XII, 16), 33v (1338, I, 5), 34 (1338, I, 12).
- (18) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 112 (1341, X, 24), 112v (1341, X, 24), 115 (1341, XI, 4), 115v (1341, XI, 4), 115v (1341, XI, 4).
- (19) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 72v (1339, III, 20); Gonçalvo Diac senyor d'Arenoso aver ovidos e recibidos de vos don Domingo Fustero e Estevan Just jurados de Villa Fernosa absentes mil C sueldos reyalales de aquellos quatro mil CC sueldos de pecha que nos por el concello e universidad de Vila Fernosa a mi pagar e dar deveades en la primera fiesta de sant Miguel del mes de setiembre, XX dias de marco.
- (20) AMP. Documentación notarial. Protocolo, doc. 15, f. 28v-29 (1347, VIII, 1).
- (21) 拙稿「一四世紀中葉アラゴンの南部における村落共同体・領主・国家①」五二—五三頁、「同②」二六—三二頁。
- (22) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 8 (1337, III, 6 - IV, 6).
- (23) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 28v (1337, XII, 6-7).
- (24) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 36v (1338, II, 16 - III, 14), 40 (1338, III, 14).
- (25) AMP. Documentación notarial. Judicialario, doc. 68, f. 91 (1340, XI, 25), 91 (1340, XI, 25).
- (26) ACA. Real Cancellaría, registro 990, f. 126, (126v y 127: blanc), 127v, 128: universsa iura que homines et universitates locorum nostrorum de Viladfermosa et de Cirat situatos in regno Valentie et singulares ex eis tan christiani quam sarraceni presentes pariter et futuri nobis seu officialibus nostris tenient soluent in omnibus et singularis locis regnorum et tenentes nostrarum que hodie habemus seu tenemus et in antea dante dicto nos vel nostri atquiremus quocumque titulo vel atquiere poterimus ubicumque sint et quocumque tam per terras per mare et quamlibus aqua dulce none cuscumque lezde pedaggi pennis menssuratia portaticii passaggi erbatitici carneraggi et cabezaggi.
- (27) AHPZ. Casa Ducal de Híjar, Sala 1ª, Legajo 125, no 53 (sin fecha): C. Villanueva Morte. Litigios en el proceso de deslinde y amojonamiento entre los términos de Villahermosa del Río y Cortes de Arenoso en el último cuarto del siglo XV, *Estudios castellanens*, no. 10, 2003-2005, p. 9. 当該文書そのものは年代が付られておらず、一五世紀第4後半期のコルテス・デ・アレノスとビリヤエルモーサとの境界紛争の渦中で、前者の諸権利を証明する証書や覚書の集成となっている。そのなかに一三四三年五月九日の件の免除

特権状が含まれるのである。

(広島大学大学院人間社会科学研究所)